

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン
作成検討ワーキング・グループ（第5回）
議事次第

令和6年8月5日（月）
15：30～17：00
対面及びオンライン実施

1 開 会

2 議 事

男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成に向けた提言の内容について

3 閉 会

【配布資料】

資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成に向けた提言の内容について

資料2 第4回ワーキング・グループまでの構成員の御意見

【参考資料】

参考資料1 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループの開催について
(令和5年10月13日 計画実行・監視専門調査会)

参考資料2 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループの運営について
(令和5年11月10日 座長決定)

参考資料3 男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドライン作成上の基本的な考え方 (令和5年11月10日内閣府男女共同参画局)

男女共同参画センターにおける業務及び運営についての
ガイドライン作成検討ワーキング・グループ（第5回）
議事録

1 日時：令和6年8月5日（月）15時30分～17時00分

2 場所：対面及びオンライン開催

3 出席者：

座長	鈴木 準	株式会社大和総研常務執行役員
構成員	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部部長
同	遠藤 智子	山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課長
同	亀田 美香	福岡県筑前町企画課長
同	國井 淳子	東京都新宿区子ども家庭部男女共同参画課長
同	高橋 睦子	恵泉女学園大学人間社会学部教授
同	谷本 有美子	法政大学社会学部准教授
同	納米 恵美子	特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同	山内 良太	静岡県沼津市政策推進部地域自治課長

<オブザーバー>

独立行政法人国立女性教育会館

萩原 なつ子 理事長

文部科学省 中園 和貴 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

<事務局>

内閣府 岡田 恵子 男女共同参画局長

同 小八木 大成 大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

同 大森 崇利 男女共同参画局総務課長

同 松川 伸治 男女共同参画局推進課積極措置政策調整官

同 松村 紗也子 男女共同参画局総務課課長補佐

2024-8-5 男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討
ワーキング・グループ（第5回）

15時30分～16時59分

○鈴木座長 皆さん、こんにちは。座長の鈴木でございます。

時間となりましたので、ただいまから第5回「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、構成員の皆様 オンラインで御出席いただいております。

また、事務局の内閣府のほか、オブザーバーとして、独立行政法人国立女性教育会館の萩原理事長、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の中園課長にも御出席いただいております。

それでは、早速、ガイドライン作成に向けた提言の内容について、議論に入りたいと思います。

最初に事務局から資料の説明をお願いします。

○松村課長補佐 今回のワーキング・グループの目的といたしまして、男女共同参画センターの業務及び運営についてのガイドラインの作成に向けた提言に盛り込むべき内容について、これまでの議論を基に事務局で整理させていただきましたので、引き続きどのような提言とすべきかについて、本日御議論いただきたいと思います。

全体の構成といたしまして、これまでのワーキング・グループにおいて男女共同参画センターの実態調査、それを踏まえたセンターの役割、実施業務や業務体制について御議論いただきましたけれども、これまでの議論を整理して、このような構成とさせていただきます。

全体としては、大きく4部構成としており、「第1 はじめに」ということで、このガイドラインの位置づけですとか、男女共同参画をめぐる状況等について論じ、第2にセンターの役割、センターの法令等における位置づけについて記載、第3として、センターが実施していく業務の基本的考え方と具体的内容について記載し、最後に第4といたしまして、センターの業務実施のための環境整備として、人材育成や各関係機関との連携の在り方などについて記述してはどうかと考えております。

なお、構成につきましては、以前、高橋構成員が作成委員会の座長を務めていらっしゃいました、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインですとか、その後継機関であるこども家庭センターのガイドライン等も参考にさせていただいたところがございます。

「第1 はじめに」につきましては、ガイドラインの位置づけを記載しております。これは既に第1回のワーキング・グループの際にもお伝えしたとおりでありますけれども、本ガイドラインはセンターの機能強化を実施するため、参考となる事項ですとか、留意すべき事項について記載をして、手引として地方公共団体に活用いただくことを趣旨に作成を検討していること、また、このガイドラインをもって地方公共団体に対して画一的な対

応を求めたり、ガイドラインに記載された内容を強制するものとは考えていないということ
を明記したいと考えております。

これは国やNVECが上に位置付けられ、センターを統制するような形を目指すものではなく、
センターは自治事務として自治体が地域の実情に応じてそれぞれの創意工夫を基本として
運営していくべき存在であることから、必要な記載と考えております。特にこれから
センターを設置していく自治体にとっては、ガイドラインの記載を全て網羅しようとする
と、なかなか整備が進みにくいといったこともあろうかと思っておりますので、そうした趣旨か
らこのような記載は必要と考えております。

次に地域における男女共同参画をめぐる状況ですけれども、こちらにつきましては、前
回のワーキング・グループでも議論がございましたが、例えば政治、経済分野等の女性の
参画の遅れですとか、固定的な性別役割分担意識、あるいは性別による無意識の思い込み
などが地方において強く残存していることによる地方から大都市圏への若年女性の流出な
ど、地域の男女共同参画の課題として挙げられるものをまず述べた上で、そうした課題の
解決に向けて、地方公共団体が取り組まなければならない必要性について、そして、男女
共同参画がその中でどのような役割を果たすべきなのか、男女共同参画センターの理念と
して、センターが業務を行うに当たって念頭に置くべき理念について明らかにしたいと考
えております。

「第2 男女共同参画センターの役割」ですが、まずセンターの役割として、一つ目、
多様な関係者と円滑に連携・協働し、男女共同参画を推進するための拠点であることとし
ております。例えば地域の企業や学校、自治会、町内会など、男女共同参画に関する課題
を解決していく上で連携が必要な様々な関係者とともに、男女共同参画センターが地域の
拠点となってそれぞれの課題を発見し、あるいはそれぞれの知恵を引き出して、解決策を
導くという形で繋いでいくことを明確にしたいと考えております。

二つ目につきまして、これまでセンターの利用者として、やはり女性や女性団体の方が
多くを占めており、男性が少し使いにくかったとか、10代、20代の若者には少しなじみの
薄い存在であったとか、あとは、特定の課題を抱えている方が主にセンターを利用してき
たところがあるかと思っておりますけれども、男女共同参画社会はその名のとおり、社会を形
成する住民一人一人が創り上げていくものであることから、センターは広く地域住民に開
かれた存在であるべきことを記載してはどうかと考えております。

三つ目の地方公共団体がセンターの役割やその必要性を理解し、地域の実情に応じて全
国で整備が進み、安定的に運営されることにつきましては、地方公共団体が地域における
男女共同参画の課題を解決するべく、このガイドラインを参考にセンターが果たすべき役
割を理解し、これまでセンターの設置が進んでこなかった地域では整備が促進されると
ともに、既に設置がされている地域においても、例えば職員の知識やノウハウが蓄積された
形で安定的に運営されることが望ましいということについて、記載していきたいと考えて
おります。

四つ目の記載につきましては、地域のニーズや運営者の実情に応じて、地域交流に資する活動を行う場合も、上記の役割を踏まえ、センターは男女共同参画社会の形成を促進する事業に軸足を置くことに留意することとあります。この趣旨といたしましては、男女共同参画センターの活動については様々あるところですが、この活動について、画一的に定義づけるものではないけれども、その活動が本来の男女共同参画の趣旨と大きく外れた事業が主となってしまふことになれば、何のためのセンターなのかという、そもそもの軸足が曖昧になってしまうのではないかということもあるため、地域における男女共同参画に関する課題を把握し、その解決を目指すという本来の趣旨に軸足を置いた活動として、活動してもらいたいということを記載してはどうかと考えております。

ただ、地方公共団体側といたしましては、例えばどのような活動であれば、本来の趣旨に軸足を置いているのかということからは、当然疑問を持つこともあろうかと思っておりますので、実際には事業内容を示したりして、男女共同参画に軸足を置くことの実例を盛り込めるとよいのではないかと考えております。

二つ目のセンターの位置づけですけれども、現在、センターの位置づけについて法令上の位置づけはありませんが、昨年4月の機能強化のワーキング・グループの報告書においては、法令上の位置づけについて検討すべきことを御報告いただいておりますので、また、それを受けて、今年6月の女性版骨太の方針2024等にもそのことを内容とする所要の法案について早期に国会提出をすることを明記しておりますので、今後ガイドラインを作成する際には、そうした国会審議等も踏まえて、法令等の位置づけについても記載してはどうかと考えております。

ここからはセンターで実施する具体的な業務及びその方法についてです。

その建付けといたしまして、まず一つ目に地域の課題・実情を把握するための調査研究、相談事業、二つ目に地域の課題解決に向けた企画立案と自治体による施策の補助、三つ目に住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座としております。

このような順番に並べた趣旨といたしましては、やはり男女共同参画センターを取り巻く地域の課題がどういうところにあるのかということ調査研究や相談事業を通してしっかりと把握して、その上で課題解決に向けたセンターによる企画立案、あるいは自治体による施策の補助、広報・啓発等に生かしていくことが重要なのではないかと考えて、そのような趣旨で記載をしているところです。

一つ目の地域の課題・実情を把握するための調査研究、相談事業ですけれども、先に述べた機能強化ワーキング・グループの報告書におきましては、男女共同参画に関する施策の企画立案を支えるEBPMの強化ということも言われておまして、センターは調査事業や相談事業を通じて、地域の課題や事業ニーズを的確に把握する存在として、その要になると考えております。

ただ、調査業務につきましては、以前、構成員の皆様からも御意見をいただきましたとおり、調査研究の専門職員を配置するのは、自治体の財政、人的な規模を考えましても、

これを一律に求めるのは現実的に難しいところもあると思いますので、人口規模等によって単独の自治体での調査の実施が難しい場合は、都道府県と市区町村など、自治体間での役割分担、あるいは自治体同士の共同実施やNVECからノウハウの提供を受けて実施するなどの解決策があるかと思っておりますので、実際に幾つかの解決策を示した上で提案できればと思っております。

二つ目の地域住民の意識調査につきましても、構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえてですけれども、地域で暮らす、あるいは地域で働く人が、例えば経済分野における女性の参画推進についてどのような意識を持っているのかとか、どこに課題を感じていらっしゃるのかということをしっかりリサーチすることで、それを自治体や企業と共有するというのがセンターの大きな役割の一つになるのではないかという御意見を反映したものでございます。

三つ目の相談事業につきましては、一つ一つの相談事業に対応していくことももちろん重要なのですけれども、当該地域の課題がどういうところにあるのかということ把握するためにも、相談事業が非常に重要だということをはっきりとした上で、これも、以前、御意見をいただきましたとおり、例えば相談員同士のケースカンファレンスを実施するなどして、地域の課題の傾向を把握して解決策を導き出すとともに、必要に応じてNVECと情報共有を進めることで、他の地域でも役立つノウハウの蓄積を行っていくことの重要性について、記載してはどうかと考えているところです。

地域の課題解決に向けた企画立案またはその補助といたしまして、今、申し上げたセンターが行う調査ですとか、相談事業によって把握された男女共同参画に関する課題を解決するために、例えばセンターが一つの実証事業という形でパイロット事業を実施して、問題の在り方と解決策を示した上で、行政の施策の企画立案に働きかけていくことの重要性についても、以前、御意見をいただきましたので、その旨を記載しております。

二つ目、センターは、自治体の中の男女共同参画を所管する部署はもちろんですが、例えば自治体には産業や福祉、教育委員会等の部署もありますので、そうした部署とも関係構築を図り、行政内部で実施している男女共同参画に関連する施策の企画立案に生かしていくことを目指してはどうかと考えております。

NVECの所在地である埼玉県では、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる施策を見直す取組等を実施されているとも聞いておりまして、自治体ごとのノウハウの蓄積をセンター同士のネットワークで横展開していくことも考えられるのではないかと考えております。

三つ目、地方公共団体の政治、経済、教育等を所管する部署との関係構築を通じ、議会、企業、学校等における事業の円滑な実施の実現とありますけれども、構成員の皆様からいただいた御意見として、例えば学校や教育委員会と連携して、これまで男女共同参画センターをあまり活用してこなかったような10代、20代の若年層に対する普及啓発活動を行ったり、経営者団体のつながりのある部署との連携を通じて、企業内での男女共同参画の促進に向けて働きかけを行うなど、様々な連携の在り方があろうかと思っておりますので、その辺

りについて、各界各層との関係構築を要する事業について、取組事例を示していくことが望ましいと考えております。

住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座ですけれども、まず地域の住民の方々に男女共同参画に係る施策やセンターの存在、取組を知っていただき、今後、活躍していく女性、あるいはその活躍を支える人材、男女共同参画を進めていく人材を育てていくに当たって、男女共同参画という考え方を身近に感じてもらう情報発信の拠点としてセンターを活用していくことが重要であるという御意見をいただいております。

特に10代、20代の若い世代の方ですとか、外国籍をお持ちの住民の方々もセンターの事業の対象として位置づけていくべく、広報・啓発の実施が重要であることを記載しております。

広報・啓発事業を行っているセンターは多いところでありますけれども、事業後にはきちんと効果検証をして、例えばSNS等の活用比率を上げていくなど、地域のニーズや実情に応じて生かしていくことが望ましいと考えております。

二つ目、効果的な広報・啓発活動を進めていくに当たりまして、企業や学校、地域コミュニティとの定期的な関係構築を行うとともに、対象ごとに適した広報・啓発活動の実施の重要性について記載してはどうかと考えております。

例えば外国籍の住民の方々に対して、その利用や認知度拡大を進めていくに当たって、保健センターでは保健師を中心として新生児の全戸訪問を行う事業を展開しているところですが、子育てに関する情報に加えて、男女共同参画センターの相談事業について、外国籍の方も利用できることを周知するなどの提案を、以前、構成員の皆様からいただいております。

また、例えば商工会議所などもこれまでセンターとの接点はあまり多くなかった地域も多いと考えられますけれども、センターの利用者の拡大をさらに図っていくアウトリーチ活動を行っていくべく、そうしたところにも定期的にコミュニケーションを取っていくような情報交換の場があるといいのではないかと考えております。

「第4 業務実施のための環境整備」といたしまして、まずセンターの業務実施のために挙げられるのは人材育成だと考えております。今後、機能強化されていくNWECで開発が進められるセンター職員の初任者研修プログラムを受けていただくことに加え、これは構成員の皆様からも御意見をいただきましたとおり、町村レベルでは専門の相談員の確保が非常に大きな課題となっておりますため、そうした専門性の向上に向けて、三つ目にもありますとおり、特にセンターを直営で実施して、人事異動が定期的にあるようなところにおいては、職員向けのマニュアルや手引の整備、研修の体系づけが必要だと考えております。

二つ目に関係機関等との連携の在り方につきまして、限られたリソースであっても、効果的に様々な事業を展開していくことが重要でありますため、必要に応じて都道府県と市町村との連携、近隣の市町村との広域連携について推進すべきということを記載してはど

うかと考えております。

二つ目ですけれども、県のセンターが市区町村に出張して事業を行うといった取組事例もありましたし、県、市、町、村それぞれの役割分担を考えていくことで、同じ事業を重複して行うといったことも防げることが考えられますので、適切な役割分担を決めて、相互に連携にしていくことが望ましいと考えております。

また、全国のセンターを支援するセンターオブセンターズとして機能強化されますNWECをはじめ、以前、構成員の皆様から御意見いただきましたこととして、例えば地域の公共図書館と連携をして、男女共同参画という抽象的な概念が具体的にどういうことなのかということを知りやすくするために、センターが講座を実施する際に図書館から関連図書の提供を受けるなど、地域の関係機関との連携もあると思いますし、そのほか、四つ目の◆ですけれども、配偶者暴力相談支援センターなど、関係の深い機関とも連携して、当該関連機関で把握した課題について、男女共同参画センターとしても必要に応じて連携を取り、対応していくこともあろうかと考えております。

次に直営、委託及び指定管理、それぞれの場合における留意点といたしまして、先ほど申し上げたとおり、自治体直営の場合は定期的な人事異動がございますため、知識や技術の継承が異動の短い引継ぎの中ではなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、NWECが作成するセンターの職員向けの初任者研修プログラムを活用し、課題の解消を目指していくべきということですか、業務委託、また、指定管理するような場合は、専門性やノウハウの蓄積では秀でているところがあるかもしれませんけれども、業務のパフォーマンスをきちんと評価してPDCAを確立していくことで、事業をブラッシュアップしていくことですか、自治体側がきちんとコミットしていくことも重要なのではないかという御意見をいただいて、それを記載しております。

次の個人情報の保護と守秘義務の徹底ですが、当然相談業務につきましては、機微に触れる個人情報を扱うため、個人情報保護条例等に基づいた適切な取扱い、民間団体にセンターの運営を委託する場合も、個人情報保護についての取扱いをきちんと明記するとともに、情報漏えいがあった場合の対応についてもあらかじめ定めていくことが必要と考えます。

最後にセンターの利用促進のための取組といたしまして、センターがその機能を発揮するためには、若い世代や外国籍の住民の方々も含めて、広くその存在について、十分な周知を行っていくことの重要性を記載しております。

特にSNS等も含めた媒体を通じて、これまでセンターの対象としていなかった方々にもアウトリーチ活動をしていくべく、センターの役割ですとか、講座の開催情報などを案内して、センターそのものが性別、国籍、年代を問わず、全ての住民を対象としているということを分かりやすく伝えるよう、周知・広報活動をしていくことの重要性を記載してはどうか考えております。

資料の説明は以上となりますけれども、今後のスケジュールといたしまして、今回の議

論を踏まえて、ガイドラインの作成に向けた提言案を秋頃までにまとめ、議論がまとめれば、ワーキング・グループとして提言いただくことになろうかと思っております。

提言案につきましては、まずは事務局で本日いただく御議論も踏まえて整理させていただきたいと思いますが、構成員の皆様からの御提言ということになりますので、今回のワーキング・グループまでに個別に御意見をいただく機会もあろうと思っておりますので、構成員の皆様方におきましては、お忙しいところ恐縮ですが、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、ガイドラインにつきましては、ワーキング・グループからいただいた御意見を踏まえつつ、今後、NVECの主管を内閣府へ移管することなども含めまして、NVEC及び男女共同参画センターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指すと言われておりますので、それはまた法案が成立し、国会での議論も踏まえた後で案を作成し、必要に応じて関係機関等と調整をするなどして、しかるべき手続を経て作成していくことになろうかと思っております。

今回お示しした提言案の内容といたしまして、足りていないところですか、既に記載しているところについて、もう少し修正をしたらいいのではないかという御意見があるかと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見等をいただければと思っております。

説明としては以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換の時間に入りたいと思います。

構成員の皆様、どなたからでも結構ですし、資料の内容は粒度が様々でありますけれども、どこのパートからでも結構でございますので、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。納米構成員、お願いいたします。

○納米構成員 御説明ありがとうございます。

まず最初の確認なのですが、私たちが今やっていることは、国がガイドラインをお作りになる。そのガイドラインの作成に向けて、どういったことを書いたらいいかということ提言する、そういうことですね。ガイドラインは、地方公共団体に向けたものである、こういう理解でよろしいですね。

ガイドラインができた後なのですが、ガイドラインをどのように地方公共団体が使っているかということについては、どのように把握されていくのでしょうかということが1点です。

また、国はガイドラインに沿ったパフォーマンスを地方公共団体がセンターにおいて行うように、どのような関わりを持っていかれるのでしょうか。このことについてお聞きしたいというのが1点目です。

幾つかあるのですが、続けて発言してよろしいですか。

○鈴木座長 どうでしょうか。今の質問は大きな話なので、一度、事務局から回答いただきたいと思っております。

○松川調整官 納米構成員、ありがとうございます。

調整官の松川でございます。

冒頭の件については、おっしゃるとおりでございます。ガイドラインそのものは政府で策定をするものですが、今、御議論をいただいているのは、その策定に向けて、このような内容、このような形で策定すべきであるというワーキング・グループからの提言になります。

今回お示しをさせていただいたのは、これまでの御議論を整理いたしまして、今後、提言をいただくに当たって、概ねこのような内容となるのではないかとということをお示しさせていただいたものでございます。まだ提言案より手前の骨子というような状態でございますので、松村から説明がありましたとおり、今後、個別に構成員の皆様から御意見を賜り、あるいは個別にセンターからも現場の御意見を賜りながら、提言をまとめていければいいのではないかと考えております。

ガイドラインの位置づけといたしましては、これまでのワーキング・グループ、あるいは今日もお示しをさせていただいたとおり、地方自治法に基づき参考となるような技術的助言になりますので、必ずしもガイドラインに従って業務を進めなければいけないというものではありませんので、そのフォローアップ、あるいはセンターがどのように運営されているかという政府としての把握については、ガイドラインの性質も踏まえながら、どのような在り方が望ましいのか、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○鈴木座長 納米構成員、よろしいですか。

○納米構成員 今後、フォローアップをどうしていくかは検討されるということですので、ぜひ検討して、お聞かせいただければと思います。

○鈴木座長 続けて、御質問、御意見をどうぞ。

○納米構成員 ありがとうございます。

スライドの5のところなのですが、調査研究事業についてです。調査研究事業の二つ目の◆のところ、地域住民の意識調査を実施するという書き方をされています。この調査がどういったものなのかということについて確認なのですけれども、これは地方公共団体が行う男女共同参画についての意識調査、いわゆる世論調査といったものなのでしょうか。もしそうであるとすれば、それはセンターが行う場合もあるとは思いますが、むしろ男女共同参画を所管している自治体の部署が施策を立案していくための基礎資料として、また、計画を策定するための基礎資料として行う、そういうものなのではないかと思えます。

センターが得意としているのは、テーマ調査というのでしょうか、パブリック調査というのでしょうか、例えば少し前ですと、コロナ禍で女性たちがどんな影響を受けたのかということについて、インタビュー調査をやるとか、そういったものについては、センターが得意とする分野であると思えますけれども、地域住民の意識調査ということですと、所

管課の業務なのではないかと考えました。

続けてよろしいでしょうか。

○鈴木座長 どうぞ。

○納米構成員 あと二つほど申し上げたいがございます。

スライド7のところで、人材の確保と育成とありますけれども、今回提言をまとめるに当たっては、内閣府の男女局で男女共同参画センターについての詳細な調査を実施されました。その中には、センターで働く職員の状況について、処遇も含めて詳細な調査をなさっていらっしゃると思います。そのことをぜひ反映していただきたいと思います。

例えば私も2回目、3回目のワーキング・グループの中で、センターの人材の専門性に見合う処遇について、ガイドラインの中で書いてほしいということをお願いしておりますし、私だけではなくて、谷本構成員からも男女センターがこれから女性の働き方の一つのモデルとして、地域の中でお手本を示していくべきということを考えてときに、フルタイムで常勤の方が300万円未満の報酬という形は、少し考えていくべきではないかと思えますという御発言もございました。そういうことで、男女センターの職員の処遇に関しても、ぜひ専門性に見合う形で向上させていくことについて、踏み込んだ記載をお願いしたいと思えます。

次のことですが、地方公共団体間の連携の在り方についてです。これは調査研究のところとスライド7のところ、関係機関等との連携の在り方についてという部分で触れていらっしゃると思いますが、前回のワーキング・グループのときに提示されたのは、長崎県、高知県でした。これはいずれも県と市区町村との連携という形でした。都道府県と都道府県内の市町村との連携については、行ったほうが良いのではないかという発言をさせていただいた記憶がございます。

そういう形はイメージできるのですが、近隣の市町村間での広域連携に関しては、前回幾つかのやり方があるということで、自治体間での役割分担または共同実施を行うに当たって参考になる地方自治法上の制度について記されるということですが、具体的に男女センターのどういう業務についてなのか。例えば隣同士の基礎自治体が連携するときにはどういうやり方があるのかということについて、私が理解していないだけなのかもしれませんが、もう少し分かりやすく説明して書いていただけるといいと思えました。

以上です。

○鈴木座長 御質問は、意識調査の実施主体の話と今回の実態調査の結果を最大限に生かすという意味で、特に処遇の向上といった話、あと、近隣の基礎自治体間の連携のイメージ。御回答できるところはお願いします。

○松川調整官 御質問ありがとうございました。

まずスライド5の地域住民の意識調査についてどういったものか、こういった意識調査については、行政の所管部署がいわゆる得意とするところであって、センターが得意としているのは、むしろテーマ別といいましょうか、トピック別の調査ではないかということ

でございました。

得意分野がそのように分かれている背景、あるいは実際に、そのような形で得意分野が分かれているのかということについて、現場の声も聞きながら、今後、ガイドラインの基となる提言、あるいはガイドラインそのものの検討を進めていきたいと思うところでございます。

なお、これまでのセンターを前提とするのではなく、今後、行政の所管部署が機能強化後のセンターの機能を果たしていくような形、男女共同参画センターという機能、機関を直接運営していかれることもあろうかと思っておりますので、地域の課題を把握するに当たって、どういった調査のバリエーションが考えられるのかというところは、今後とも分かりやすく、また幅広に示していきたいと考えているところでございます。

二つ目、スライドの7、人材の確保・育成のところ、いわゆる処遇について踏み込んだ記載をということでございました。

提言の主体としては、あくまでワーキング・グループでございますので、例えば処遇等々について、これぐらい踏み込めればということをお示しいただくのは、提言の在り方として考えられるところだと思っておりますが、先ほども言及をさせていただいたとおり、ガイドライン自体は、あくまでも自治体が参考とするものでございますので、国から自治体における職員の処遇について、どこまで踏み込んだ内容が書けるのかといったところは、今後、検討していく必要があると思うところでございます。

最後に地域間の連携の在り方として、近隣の市区町村間での共同実施、具体的にどういうやり方があるのかということでございました。

今、約350か所センターがございませけれども、1,800ある自治体全てにセンターを置くというのは、なかなか現実的ではないと思うところでございます。

一方で、地域の課題を把握して、男女共同参画社会の形成を促進していくということは、全ての自治体、まさに全国津々浦々で求められることだと思っておりますので、センターがない自治体においては、例えば、調査を共同で実施する、センターが置いてある自治体が調査票といいましょうか、そういったものをつくれば、近隣の自治体でもそれを活用して共同で調査を実施していただく、あるいは講演や広報・啓発のためのフォーラム、シンポジウムといったものがありましたら、その自治体の住民だけを対象に開くのではなく、共同で実施をして、より広い範囲の方々に御参加いただくというやり方もあると思っております。

いずれにいたしましても、全国で空白地帯が生まれないように、どのような自治体間の連携をしていくことが考えられるのか、センターの機能を前提にガイドラインの中ではモデルと考えられるような在り方を示すことができれば望ましいと、現時点では思っているところでございます。

私からは以上です。

○鈴木座長 納米構成員、一旦よろしいですか。

○納米構成員 一言だけよろしいでしょうか。

○鈴木座長 どうぞ。

○納米構成員 冒頭のガイドラインの位置づけのところにも関わりますのでけれども、これは地方自治法に基づく技術的な助言である、地方公共団体に参考にしてもらうためのものである。でも、作るからには実効性が欲しいわけです。実効性を考えるのであれば、せっかくあんなに詳しい処遇に関する調査もしたのだから、必ずこのような処遇にしろという義務づけはできないまでも、専門的な人材を配置して、専門性を発揮してもらうためには、やはり処遇が大事なのだとしないということは、明記していただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問のある方は挙手をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。高橋構成員、お願いします。

○高橋構成員

まず全体の構成についての気づきの点を少し、そして、理念のところについて述べさせていただきます。

全体の構成のところは、かなり輪郭が出てきたと思うのですがけれども、今日も少し話題になりましたが、最初の頃にかかなり詳細な調査をしているわけです。そのデータというのは、全ては無理であっても、調査概要みたいな形で、ガイドラインの内容ではないけれども、参考資料的なところに付けられるといいと思いました。つまり参考資料という項目が最後にあってもいいと思ったところです。参考資料という項目があると、今、申し上げました調査結果概要もつけられますし、そして、いろんな局面で出てくる各自治体の取組事例とか、本文には盛り込みにくいところを参考資料という形で盛り込めるかもしれないと思ったところです。

それと、位置づけのところと理念についての気づきの点ですがけれども、位置づけのところでは、地方公共団体の手引としての助言なのですが、気になっていることとして、既にセンターを置いておられるところが比較的少ない、そんなに増えていくわけではないという現状があります。センターは未設置であるけれども、男女共同参画の施策を所管しておられるところがたくさんあるわけですから、そういった地方自治体の所管の部署にとっても参考になり得る助言、そういった書きぶりが付け加えられるといいと思いました。ガイドラインがより広く参考になるようにということです。

もう一つ、理念についてですが、男女共同参画社会基本法の第3条から第7条で既に法律上の基本理念が示されています。人権尊重であったり、ガイドラインのワーキング・グループでも議論されてきたことが簡潔に示されている基本法の理念にのっとってという、そういう方向性でいいと思っているところです。

長くなりましたが、気づきの点を申し上げました。以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

御意見ということでよろしいですか。

○高橋構成員 はい。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。挙手していただければと思います。手が挙がらなければ、こちらから指名をさせていただきます。谷本構成員、いかがでしょうか。ちょうど手を挙げていただきました。ありがとうございます。

○谷本構成員 私は5点ほどございます。

一つは、4ページ目のところであります。4ページ目の男女共同参画センターの役割のところ、二つ目の◆に男女共同参画社会は、社会の構成員である全ての地域住民が作り上げるという表記になっているのですが、都道府県レベルと市町村レベルでは、こう書かれたときに、受け取り方が少し違うのではないかと気になりました。

全体を通じて、地方公共団体という表記になってしまっているところはかなりあるのですけれども、都道府県レベルでの役割と市町村レベルでの役割、それから、納米構成員の方がお詳しいですが、政令市も微妙に役割が違うところがあると思いますので、その辺りは、都道府県の役割、市町村の役割ということで少し表現を整理しつつ、場合によっては政令市についても言及するというように、役割については少し整理した形で書かれたほうがいいのではないかとおっしゃったので、そこを一つ申し上げます。

それから、同じ役割のところの四つ目で、もちろん地域交流に資する活動がある程度制約する必要性はわかるのですが、地域交流に資する活動があることによって、広く地域の方たちが参加することが可能になる側面もあるので、例えば「男女共同参画センターが実施・主催する事業に関しては」という書きぶりを変えて、地域の住民の方たち、NPOとか、住民グループが施設を使ってさまざまに展開される事業については、そこは少し切り離して柔軟に対応ができるような表記にされたほうが、男女共同参画センターを地域住民が使う際に広く見てとれるのではないかとおっしゃいます。主催事業、実施事業という部分だけ、この言葉を配慮する表現にされたほうが、その後の使い勝手としてはいいのではないかと考えますので、御検討いただければと思っています。

三つ目は、6ページ目になります。地域の課題解決に向けた企画立案またはその補助という見出しになっているのですが、一つ目の◆でパイロット事業の展開について言及されていて、この文章自体、私、読み取るのが難解だったところがございます。例えば地域社会における課題解決のために、男女共同参画に関するパイロット事業を展開する。それを踏まえて、自治体の施策の企画立案に反映させるという表現でもいいのではないかとおっしゃいます。

先ほどセンターを持たない自治体さんのお話もあつたのですが、直営の場合は、施設を担当している部署自体が男女共同参画の施策を企画立案、直接担当しているケースがあるので、ここに自治体の施策の一部を企画立案、補助と書いてしまうと、外からサポートする役割しか見えてこないのが、男女共同参画に関する施策については、むしろ積極的に企画立案をしていくという書きぶりに変えられたほうがいいのではないかとおっしゃいます。

四つ目です。同じく三つ目の◆なのですけれども、地方公共団体の政治、経済、教育等を所管する部署という表記がありますが、政治、経済という表記が自治体にとってはなじ

みづらいところがあるかもしれませんので、例えば地方公共団体の議会と明確に書いてしまう。経済については、むしろ労働とか、産業振興とか、商工振興という表記にされたほうが、言葉としてなじみがあると思いますので、そういう表現に変えていただきたいと思います。

加えて、人権の部署を書いていただきたい。後段の議会と書いてあるところは、むしろ政治分野に書き換えていただけると、議会と関係構築をして、政治分野における事業も円滑に運用していくという表現ができると思いますので、議会と政治は言葉を入れ替えられたほうがよいかと思いました。

最後に五つ目で、8ページのところに、直営、委託云々とあるのですが、二つ目の業務委託のところですか。業務委託及び指定管理の場合、契約時に委託範囲と責任の所在を明確にすべきことと書いてあるのですが、こう言い切ってしまうと、契約期間中に運営を受けている組織の側が新たな政策課題を発見したときの対応が硬直化してしまって、対応が遅れる可能性がかなり懸念されます。ですので、例えばこれに付随する表現でいいと思うのですが、契約期間中に新たな政策課題が生じた場合にも柔軟に対応し得る体制を整えておくことも必要であるぐらいの表記を書き加えておいたほうがいいと思います。自治体にガイドラインを出しますと、これをきっちり守らなければいけないと思ってしまう部署も多くございますので、どこかで契約期間中に柔軟に対応し得る体制を取っておくことも必要だということを申し添えておいたほうが、実際の運用には役に立つのではないかと思いました。

以上、5点、気づきということで申し上げておきます。

○鈴木座長 ありがとうございます。5点、御意見をいただいたと思います。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。大下構成員、お願いできますか。

○大下構成員 ありがとうございます。

1点だけ、4ページの役割のところですが、ここの部分とそれ以降のつながりが、読んでいてぴんとこないところがありまして、一つ目に書いてある多様な関係者と円滑に連携・協働し、男女共同参画を推進するための拠点であること、ここまでは分かるのですが、これを最初に書くと、次に読み手として意識するのは、多様な関係者とは誰のことなのか、円滑な連携・協働とは具体的にはどんなことなのか、男女共同参画の推進とはどんな中身をやるのかということが次に続いてきてほしいのですが、二つ目に来ているのは、役割ではなくて比較的理念的な開かれた存在であってほしいとか、三つ目に来ているものに至っては、役割について書いているものとは読み取れない。役割を理解してくださいということであったり、最後は場所の問題になってしまったりして、役割の問題ではなくなっている気がします。

ピントがずれているかもしれませんが、例えば一つ目の拠点であることの後に、私の素直なイメージでいうと、具体的に果たさなければいけない役割は、次の第3のところにある1、2、3の事業に取り組むこと、それを通じて男女共同参画を推進することなのでは

ないかと思えます。例えば拠点であること、具体的な取組としては、以下の1、2、3がある。具体的な中身は第3のところに書いておくという形になって、それ以外の三つの◆は、もう少し後ろの環境整備のところ、関係機関との役割や、指定管理の辺りで収めてもいい話だと思います。最初のほうに大きく全体を規定するというか、大きい方向性として書くほどの中身ではないと思えます。

最初に大枠で1行目のものを書いて、具体的な中身はこうですと言って、第3でその中身を解きほぐして書いて、その他留意すべき点は以降ですと、第4以降で書くという構成にしたほうが、読む側としては分かりやすいのではないかと思えます。その点だけ御検討いただければと思いました。

私からは以上です。ありがとうございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

確かに抽象の話と具体の話のそれぞれがかなりちりばめられていますし、それから、第1、第2、第3、第4も最終的にそれぞれどれぐらいの分量になるのかということもあろうかと思えますので、今のご意見にあった役割の書き方について、検討いただきたいと思えます。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。遠藤構成員、お願いできますか。

○遠藤構成員 私からも幾つかお話をさせていただきたいと思えます。

まず3ページ、4ページになると思うのですが、どこに具体で入るのかというのは私も決めかねているのですが、大きな話としまして、提言の内容には気持ちの部分といえますか、センターの機能強化ですとか、センターの設置が人口減少ですとか、若年女性の流出、地方活性化などの観点から、今まさに取り組まなければならない重要な課題の解決に資するものであるといった観点が入り込んだものというところからスタートしていくことが必要だと考えております。状況とか、背景などから、そういった関連が出てくると考えておりますが、このような視点を念頭に置いて提言していくことが必要だと思っております。

といえますのも、豊島区の区長さんのリーダーシップということでお話がありましたけれども、やはり幹部職員への働きかけですとか、意識改革が促されるような何らかの記載があって、トップが動く動機づけとなるようなガイドラインをつくっていかないと、自治体が動いていくのは難しい状況だと考えております。ですので、「動機づけとなるようなものを作ってください」ということを意識させる提言が望ましいと考えております。

それから、7ページになります。業務実施のための環境整備ということでもありますけれども、こちらの中にこれまで話題に上ったデジタル化というところも加えていったほうがよろしいと考えたところです。限られた人員と財源でセンターを運営していく中で、相談業務などのデジタル化はどこのセンターでも課題になってくると思えますので、職員の負担軽減と効率的な業務執行に向けて、NVECが中心となってデジタル化を進めていくといったことを提言ということで追加していくのはどうかと考えたところです。

最後になりますけれども、センターの設置のハードルと申しますか、そういった観点なのですが、特に市町村によっては先進的に取り組んでいるところもございますけれども、限られた人員で仕事を兼務している職員が多い中にありまして、男女共同参画に取り組みたくてもなかなか取り組めないところも多いと考えております。ただ、県の立場から申し上げますと、市町村は住民にダイレクトに伝えるツールを持っておりますので、ぜひ一緒に連携して取り組んでいただきたいと思いますと考えております。県に比べますと、意識啓発には非常に優位性があると考えております。市町村にできるだけ負担がなく動いていただくためにも、センターの設置のハードルを高くしないで、できるところから始められるといった視点を提言の中でも追加いただければと考えたところです。

私からは以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。大きく3点、4点、御意見をいただいたと思います。

次に、亀田構成員、お願いできますか。

○亀田構成員 私からは、実際にセンターを運営していく中で、課題だと思っていることをお話しさせていただきたいと思います。

現在、センターの有無にかかわらず、様々な取組が各自治体で行われている中で、センターの役割とか、事業がガイドラインによって明確化されることで、取組内容や体制の充実が求められていくことになると考えております。そういった中で、センター設置や体制の確保というのは、正直、単一町村では兼務は避けられないと思いますし、共同設置や委託の選択肢はあるものの、そうなったときにノウハウや人材の不足が課題として避けられない市町村があるのではないかと考えております。

何が言いたいかといいますと、私ども福岡県にそういった支援をしていただけないかと思っているところです。県が市町村の現状を把握していただいたり、課題の共有とか、市町村同士の交流、意見交換の場を設けていただくなど、積極的な伴走支援というか、そういった役割を担っていただくなどの役割分担というか、そういったことを書いていただけるといいと思っております。

もう一つですけれども、私、何度も言っておりますが、人材育成についてでございます。行政の人事異動の弊害として、事業について手法だけがどうしても引き継がれがちになってしまって、事業実施が目的化してしまうことが多いと思っております。センターの役割ですとか、事業目的の認識、事業の検証や改善の視点を保ちながら取り組んでいくことの難しさも実際感じております。

そのために、人材育成の研修プログラムが重要だと考えておりますが、理論を踏まえて段階的にスキルアップを図れるようなもの、併せて、管理者やセンター長、担当課長などを対象にした研修も同時に必要だと思っております。

また、相談事業については、専門性の高さというか、有資格者の確保については非常に困難な状況にあります。こちらでも体系的な研修、これを履修すれば、相談員として業務に当たっていいという、そういったものをオンラインなどで受講できるような体制づくりを

お願いしたいと思っております。

実際、町として事業運営をしていく中で、町村単位ではクリアが難しいと思われる課題ですので、人材育成の部分につきましては、提言内容を充実させていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。町村の実態に視点を絞ったお話であり、県の役割も期待すべきという御意見だと思います。

次に國井構成員、お願いします。

○國井構成員 ありがとうございます。

スライドの5ページの四つ目の◆なのですけれども、相談内容について分析することが重要であるということで、多分前回のワーキング・グループでも話したかもしれませんが、私どもの「悩みごと相談室」事業は様々な専門の相談員がおりますけれども、相談記録が手書きであったり、もちろんパソコンで記録されたりしていますが、それを一旦職員が読み解きまして、分野別にエクセルに入力しているところがございます。

先ほどの構成員からもありましたけれども、相談の記録の内容はぜひデータベース化したい、そういったノウハウをNVEC様に御提供いただきたい。全国的にそういった相談のデータベース化が進みましたら、相談内容も分析ができますし、そこで地域性の課題も明確になっていくと考えてございます。

先ほども人材育成のお話があったと思います。スライドでいいますと、7ページのところだと思うのですけれども、私たちは公設公営というところもございまして、ただし、男女共同参画推進員という者が2名おりますので、その者は異動しませんので、専門性が蓄積されるのですが、それ以外の職員に関しましては、数年ごとに異動があるということで、男女共同参画課に配属されましてから、男女共同参画というものはどういうものかというところから申し送りをしていかなければならないです。短い期間に申し送りをして、専門性を高めていく、技術や知識を継承していくのは非常に難しい課題を抱えていると認識してございますので、こちらに関しても、NVEC様の新人研修ですとか、あとは、先ほどもありましたように、体系別の研修ですとか、そういったことをNVEC様に御尽力いただければと思っております。

あと、私どもは公設公営ということもありますので、こちらスライドでいうと、5ページになるかと思うのですけれども、二つ目の◆、私どもは計画策定の前年度に確かに地域住民の方ですとか、企業、従業員の方に意識調査をいたしまして、そこから地域の課題を導き出しまして、それに基づいて計画を策定しているところです。それは所管課でもございますし、センターを持っているところもありまして、私どもはそれを直接しているところがございます。

ただし、非常に難しい部分もありまして、そういった調査研究の委託事業者をプロポーザルで選定しているというところもあります。区長の附属機関である男女共同参画推進会

議ですとか、あと、幹部級の行政推進連絡会議とか、幹事会ですとか、そういった会議体も既存では持っておりますけれども、例えば先進自治体ではどうやっているのかとか、私どもは、今、言った機関がございますが、これからその機関を設立しなければならないような自治体様に関しましては、先進自治体の取組ですとか、このように実施したらいいという事例を伝えられるような役割をNVEC様に担っていただければと考えているところでございます。

もう一つ、これも前回のワーキング・グループでお伝えしているかもしれないのですが、私どもは第四次男女共同参画推進計画、ジェンダー平等社会を目指してという副タイトル名の下に、ジェンダー主流化、ジェンダーメインストリームを実施していくところがございます。今年度の進捗状況調査からそういったことをやってございますけれども、これからそういったことを深めていく、掘り下げていく段階に入っていくのですが、私どもも初めてのことになりますので、例えばNVEC様に先進自治体でそういったことを実施しているところがあれば、相談に乗っていただきたいですし、そういった取組についても御相談させていただけたらと思っております。

調査機関などで受け持っていただけるような委託業者を探すのも非常に難しいところがあります。きっと全国の町村の方々も御自身でやるのは難しいですし、そういったプロポーザルを出しても、何事業者も手が挙がらない場合があります。そういったときに、こういう分野の調査研究が得意な事業者、あっせんは難しいかと思うのですけれども、調査会社が幾つかあるとか、御紹介という言葉はよくないのかもしれないのですが、そういったことにつきましても、御相談できるような体制があったら非常にありがたいと考えたところでございます。

以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

山内構成員、お願いします。

○山内構成員 よろしく申し上げます。私からは、希望というか、お願いということで、何点かお話しさせていただきます。

スライドの3ページの2の二つ目の◆です。必要性のところなのですが、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいと思います。例えば私どもも市長に説明しなければならないときに、このところが重要なポイントになるかと思っておりますので、ぜひ丁寧な説明をお願いいたします。

続いて、第2のところなのかあれなのですが、第1回目からお話しさせてもらっているかもしれませんが、ハードの部分です。これだけデジタル化が進展していく中で、後戻りができない社会情勢の中で、ハード整備が本当に必要なのか、それについて明記が必要なのではないかというところは、ぜひ御検討いただければと思います。

ページは分からないのですが、アンケートを各自治体に取りいただまして、専門職のことでいろいろと御検討もいただいたところだと思うのですが、そのところを

どうされるのかというのが見当たらなかったとっております。例えば臨床心理士とか、公認心理師を市町村レベルで採用するというのは、もともと人がいらっしやいませんので、難しいのですけれども、例えばこども家庭センター等で採用されているということになりますと、兼務ができるとか、そういうことも考えられるかもしれませんが、これはお願いです。何らかの記載ということではないのですけれども、今後、ガイドラインの策定の中で一言でも入れていただければと思います。

6 ページの2の三つ目の◆、ここは谷本構成員でしたでしょうか、ほかの構成員さんにもおっしゃっていただきました。政治に私ら行政が関わるというのは、非常にハードルが高いです。一言、二言言っても、多分何だとなるのが現状ではないかと思っております。なので、先生がおっしゃったような書きぶり、大変すばらしい御意見をいただいたかと思っておりますので、そちらをまた御参考にしていただければ幸いです。

8 ページです。業務委託等の直営につきましても、委託する業者というのは、沼津近辺では恐らくないです。なので、直営にせざるを得ないのですけれども、そういった中で、近隣市町の方々と一緒にやっていくことが考えられると思っております。それに当たりましては、全般的になるのですけれども、できればガイドラインの中で図示するとか、絵で分かるように記載していただくと、直感的に分かりやすいと思っております。

いろいろと申し上げて申し訳ありませんけれども、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

一通り御意見、御質問をいただきましたが、ここまでの議論を含めて、さらに御意見、御質問がある方は挙手をしていただければと思います。納米構成員、お願いします。

○納米構成員 皆さんの御発言を聞いていて、元気が出ないというのが率直な感想です。私がもし皆さんがいらっしやる自治体の部署にいたら、同じように大変困難である、大変だ、無理だ、難しいという考えになるかもしれないと思っております。でも、理念のところでもって男女共同参画社会基本法の話が出ていましたけれども、基本法には男女共同参画社会の実現は我が国21世紀の最重要課題の一つと書いてあるわけです。大変だとは思いますが、これはどうしてもやらなければいけないことだと思います。

それをどうやってやるのか、男女共同参画センターを機能強化していくためのものであるとしたら、大変だ、難しいということは踏まえつつも、やっていこうというガイドラインにしてほしいという提言をワーキング・グループのメンバーとしてはつくっていただくことを希望します。

確かにセンターがないところもあると思うのですけれども、どこの自治体にも男女共同参画に関わる審議会はあると思っております。センターの数よりは多いのではないかと思います。審議会ですっかり議論して、そこで何をやっていくかということを考えることもできるのではないかと思います。

○鈴木座長 ありがとうございます。

確かに男女センターにとって、今回、極めて大きなチャンスであります。ガイドラインは強制するものではないときちんと言っているわけですので、できそうなことに留まるのではない、高めの球をきちっと提言していく必要があります。

ほかに追加の御意見、御質問はございますでしょうか。

そうしましたら、私からも皆さんの議論を聞いていて思いました点を、意見として申し上げます。

資料1の4ページで、最初に拠点ということを書きいただくのは正しいことだと思います。

二つ目の◆について、センターの役割の書き方をどうするのかという議論がありましたけれども、全ての住民に開かれた存在ということで、参加者や利用者のフロンティアを拡大するというか、対象とされるべきは限られた属性の人たちだけではないということは、ガイドラインのどこかに書きいただく必要があると思います。

四つ目の◆に関して、谷本構成員がおっしゃったセンターが実施する事業のことであることを明確にすべきという御意見はそのとおりだと思いました。その上で、軸足の話ですが、予算をこれから従来以上に獲得していくためにも、事業に関して「選択と集中」をして成果を上げていくということを実際に回していかないといけないと考えます。

端的な例を申し上げますと、令和4年に実施されたセンターの利用者向け調査では、施設の会議室を貸すことがメインになってしまっているケースがあるという課題の指摘がありました。貸し会議室化しているということは、「選択と集中」からは外れるわけがありません。本来、センターの事業を評価して、PDCAを回して、事業をブラッシュアップしていく、EBPMの考え方を取り入れてやっていくということが必要です。先ほど事務局の説明で、委託や指定管理の場合は業務のパフォーマンスを評価してPDCAを確立するのが重要という御説明がありましたけれども、それは直営でも同じだと思います。そういうことをきちんと書いていただきたいと思います。

5ページです。これは形式的なことなのですけれども、5ページの上の箱の骨子案の2.地域の課題解決に向けた主体的な企画立案と自治体による施策の補助とあって、書き方として、これで正しいと思うのですが、6ページの上の2.は書き方が同じになっていません。谷本構成員から積極的な企画立案を担う書きぶりにすべきではないかという意見が出たのももっともなことで、受け身みたいになっているように見えています。同様に2ページの目次の箱の中も5ページとは書き方が違いますので確認をお願いします。

あと、各業務の中で、センターにおける図書や資料の話はどこかに書いてあるでしょうか。どこかの項目の背景に含意されているか分からないのですが、提言に何かをどのように書く必要があるのか、これまでの議論も踏まえて御検討いただきたいと思います。

6ページの3.の一つ目の◆ですが、広報・啓発の実施が重要であるとあり、これは論をまたないわけですが、ここの書き方ですと、施策や存在・取組を知ってもらうとか、地

域の人材を育てていくことがその目的になっているように読めるのですが、しかし、冒頭に役割は拠点であるとして書いてあるわけですので、センターが男女共同参画社会の実現のための先導役になるというくらいの意味合いを込めた書きぶりとする必要があるのではないか。連携の話が様々ございますが、カタリスト的な役割というか、地域の状況を大きく動かすようなイベントとか、情報発信とか、そういうことをやっていくこともセンターの大きな役割だと思いますので、広報・啓発の目的を存在や取組を知ってもらうとか、人材を育てていくためとかということに限定すべきではなく、もう少し広く、積極的な考え方を示していただきたいと思いました。

7 ページですが、ワーキング・グループとして提言すべき内容及び方向性の 1. です。ここは先ほど亀田構成員から、人材やノウハウが非常に不足しているというお話がありましたけれども、そもそも、人材の確保、特に相談員などの確保に努めるということを自治体へのメッセージとしてもっと直接かつ明確にすべきと考えます。もちろんその他の専門職も必要ということはあるわけですが、5 ページで調査の実施については、リソースが足りなかったら共同実施なども考えられるという提言があるように、相談員などの人の確保ということについても、もう少し明確に方法論も含めて書いてあるといいのではないかと。

二つ目の◆ですが、「相談事業を実施する場合」は、職員の専門性向上に努めるべきとあります。決してそういう意味ではなく、特にその場合はという意味だとは思いますが、専門性向上に努めるべきケースが限定的な感じがするので、何をもって専門性と言っているのかということや、先ほど山内構成員から専門職の配置のお話がありましたような点について、もう少し幅広く、求められる専門性の話を整理すべきではないかと思えます。

それから、2. の一つ目の◆、「必要に応じ」という述べ方がこの資料に複数箇所あるのですが、必要に応じというのは、必要があれば、それはそうですねということで、必要がないケースもあるためにそうした記述になっているということかもしれませんが、ここは都道府県と市町村との効果的な連携を基本的に求めてよいのではないかと。必要に応じと書いてあると、必要がないですと言われてしまって、連携が検討されない可能性もあると思いました。

8 ページ、環境整備に関して業務のデジタル化に関する御意見が複数あったかと思うので、業務のデジタル化について提言に書く必要があると思います。それに関連するのですが、「4. 個人情報の保護と守秘義務の徹底」については、ここに書いてあるとおりでと思いますが、一方で、相談内容をNWECと共有するという話が前のほうに出てきます。また、センター内におけるケースの情報共有などが有効なケースも出てこようかと思いません。したがって、何をどこまで共有していいのか、共有してはいけないのかということを確認にして、センターが困らないようにしなければならない。また、共有にあたっては匿名化・仮名化など情報データにどのような処理が求められるかなど、本来そういうことまで考えて情報の適切な取扱いと効果的な共有、目的に沿った共有のやり方について考えを深める必要があると思います。

最後に全体を通してですが、納米構成員がおっしゃったように、ガイドラインは実効性のあるものにしなければいけない。確かに実効性あるひな形にさせていただく必要があるということワーキング・グループとしては強く申し上げたいと思います。他方、そこに異論はないわけですが、技術的な助言と言いつつも、ひな形としてかっちりし過ぎると、今度は職員の待遇に限らず、そこを越えられないというか、そこまでやっておけば十分だという話になってはいけないと思います。この点、この間にいろいろと内閣府にやっていただいた調査結果を最大限に生かすという意味では、高橋構成員がおっしゃったように、技術的助言の外側の参考資料として、何か参照できる定量的なデータを示すというのは一つの知恵というか、良いアイデアだと思いました。

それから、できることから始めるという視点についての御発言もあったかと思うのですが、ガイドラインは1回決めて、それで完成というわけでは必ずしもなくて、適切なタイミングでの見直しや、必要に応じた随時の修正を加えていけるようなものにしていただくのがよいと考えます。ガイドラインですので、その改訂は当然に想定されるものだろうとは思いますが、その点も明確にできればと思います。

私からは以上です。

追加で御意見、御質問はいかがでしょうか。納米構成員、お願いします。

○納米構成員 度々すみません。

今、鈴木座長がおっしゃったことで二つあるのですけれども、1点はハード、貸し会議室の問題です。ハードが要るのか要らないのかという話なのですけれども、NVECの場合と地域の男女センターの場合は事情が違うということがあると思います。みんなが集まれる場所は必要ですし、幾らデジタル化が進んでも、やはりリアルで集まれる場所がないと、センターの事業ができにくいということがあるので、ハードが全く不要論になってしまうということは、ちょっと危惧があります。それが1点です。

それから、相談事業についての情報共有なのですけれども、DV防止法が改正されて法定協議会、そして、女性支援法ができて支援調整会議が設けられます。そこに男女センターの相談部署がどう関わるのかということについては、このガイドラインに書くのかどうかは分からないのですが、センターの相談部署が法定協議会や支援調整会議に関われないと個別のケースレベルで外部の機関と情報共有をして連携して支援していくのにすごく支障があります。個人情報保護についての言及は、このことも踏まえていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございます。

ハードについては、不要と申し上げたわけではなくて、まさにその使い方の問題を申し上げました。

情報については、いずれにしてもセンターが困らないようなガイドラインの書き方にしないといけないと思います。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

そうしましたら、萩原理事長、先ほど國井構成員からNVECへの大きな期待に関するご意見もありましたけれども、それも含めてコメントをいただければと思います。

○萩原NVEC理事長 活発な御議論ありがとうございました。

先ほど納米さんがおっしゃっていたように、男女共同参画社会基本法は今年25周年ということで、21世紀の最重要課題であると言われてもう25年たったわけです。これをきっかけにまたこういったガイドラインがつくられるということで、気持ちを新たにというか、原点に戻りつつ、また先を見据えてしっかりとジェンダー主流化に向けてやっていくということは重要ではないかと改めて思いました。

また、SDGsの前文にもジェンダー平等なくして17目標達成なしと書かれておりますので、そこをしっかりと進めていくためにも、男女共同参画センターの役割は非常に大きいだろうということを改めて思いました。

そして、特に啓発の部分なのですけれども、先ほど政治の分野とありましたが、具体的に言うと、議員の方々、あるいは管理職、地域のトップの方であるとか、住民、学校教員も含めて、いろいろな方々に対してしっかりと啓発をしていくことが求められていると思います。その際に、NVECにその基礎研修であるとか、体系的な研修内容であるとか、そういったことの御意見がございましたが、そういったことは現在もやっておりますけれども、今、基礎講座等もつくり込んでおりますので、できるところからしっかりとやっていきたいと思っております。

また、全国の男女共同参画センターのプラットフォームをしっかりと構築していくということは、迅速に取り組んでいく必要があると思います。これはオンライン上だけではなくて、今、私もいろんなところに出番があって行っておりますけれども、そこで話をしながら、ブロック会議の必要性であるとか、リアルでいろいろと語り合うことの大切さも感じておりますので、両輪で進めていくことが大事になるのではないかと考えております。ガイドラインの中にNVECと男女センターの関わりが図式化されると、もうちょっと明確になってくると思っておりますので、また御検討いただければと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、皆さん、ありがとうございました。

○鈴木座長 理事長、ありがとうございます。

皆様、ありがとうございました。

そろそろ予定の時間となりましたので、今回のワーキング・グループは以上とさせていただきます。

最後に事務局から連絡事項をお願いします。

○松村課長補佐 次回の日程につきましては、秋頃を予定しておりますけれども、改めて構成員の皆様にもメール等で日程調整の御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

○鈴木座長 ありがとうございました。

それでは、第5回ワーキング・グループを終了いたします。本日も大変ありがとうございました。